

# 電気通信事業紛争処理委員会（第112回）議事録

## 1 日時

平成23年2月24日（木）午前10時から午前11時16分まで

## 2 場所

11階会議室（総務省11階）

## 3 出席者

### (1) 委員

坂庭 好一（委員長）、瀧上 玲子（委員長代理）、尾畑 裕、各務 洋子、  
山本 和彦（以上5名）

### (2) 特別委員

小野 武美、加藤 寧、白井 宏、寺澤 幸裕、樋口 一夫、森 由美子、  
若林 亜里砂（以上7名）

### (3) 総務省（総合通信基盤局）

古市 裕久 事業政策課長

### (4) 事務局

佐村 知子 事務局長、副島 一則 参事官、鈴木 一広 紛争処理調査官、  
濱崎 末盛 上席調査専門官

## 4 議題及び議事概要

### (1) ブロードバンド普及促進に向けた取組について（総合通信基盤局からの説明）

#### 【公開】

ブロードバンド普及促進に向けた取組について、総合通信基盤局から説明を受け、  
質疑応答及び意見交換を行った。

### (2) 放送法等の一部を改正する法律による紛争処理委員会関係の改正事項について

#### 【公開】

放送法等の一部を改正する法律による紛争処理委員会関係の改正事項について、事  
務局から説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

### (3) 今後の委員会の進め方について【公開】

今後の委員会の進め方について、事務局から説明を受け、質疑応答及び意見交換を  
行った。

### (4) その他【公開】

次回委員会は3月28日（月）に開催予定である旨、事務局から周知した。

## 5 議事内容

### <開会【公開】>

【坂庭委員長】 おはようございます。定刻でございますので、ただいまから電気通信事業紛争処理委員会の第112回会議を開催いたします。

本日は委員5名全員が出席しており、定足数を満たしております。また、7名の特別委員全員にも出席いただいております。

本日の会議は、すべて公開で開催いたします。

### <議題（1）ブロードバンド普及促進に向けた取組について（総合通信基盤局からの説明）【公開】>

【坂庭委員長】 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。最初は、議題1の「ブロードバンド普及促進に向けた取組について」です。本件につきましては、総務省総合通信基盤局の古市事業政策課長から御説明をいただくことになっております。それでは、古市課長、よろしくお願いいたします。

【古市事業政策課長】 ただいま御紹介にあずかりました、総合通信基盤局の事業政策課長、古市でございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。座って御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料1に基づきまして御説明させていただきます。1ページを御覧いただけますでしょうか。ブロードバンド市場の現状についてでございますけれども、左側にブロードバンド利用の現状についての資料がございます。

一番上がブロードバンド契約数の資料でございますけれども、御案内のとおり、我が国におきましては、ブロードバンド契約数は約3,000万契約強ということでございまして、その中でF T T H、いわゆる加入光ファイバを使ったアクセスサービス、これが過半を超えている。超高速ブロードバンドサービスが過半を超えている状況にあるということでございます。

その下のグラフが、加入光ファイバを使ったアクセスサービスに関するインフラ基盤の整備率・利用率を表したものでございます。まず、インフラ整備率につきましては、世帯カバー率約9割を超えているということでございますけれども、残り約10%弱の世帯の方々におきましては、まだこういった超高速ブロードバンドインフラを利用できない状態

にございますので、こういった方々に対して、いかにこの超高速インフラサービスの利用を確保していくかという点が1つ大きな課題になっているということでございます。

また、その下の利用率でございますけれども、これにつきましても約3分の1強ということでございまして、インフラ整備の促進と併せて、この加入光ファイバのアクセスサービス等の利用をいかに今後伸ばしていくかも、もう1つ大きな課題となっているということでございます。

このため、ブロードバンド市場におきまして競争を一層促進することにより、ブロードバンド料金の低廉化、サービスの多様化等の施策を行っていくことが重要となってきたということでございます。

2ページを御覧いただけますでしょうか。今御覧いただきましたような市場変化に対応した競争政策の見直し、あるいはICTの利活用により、経済的、社会的課題等の解決に貢献するため、総務省として今後どのような政策を行っていったらいいかということについて、一昨年の10月から総務省において、いわゆるICT政策タスクフォースを開催いたしまして、4つの部会において、それぞれの課題を議論いただいたところでございます。

このうち左側の2つ、すなわち過去の競争政策のレビュー部会及び電気通信市場の環境変化への対応検討部会、この両部会合同部会という形で、今申し上げました市場環境変化に対応した競争政策の見直し等の課題について御議論をしていただいたわけでございます。

この際、1つの大きな政策目標といたしまして、2015年ごろを目途に、全国どこにお住まいの方々も実際にブロードバンドを利用いただいて、豊かな生活、豊かな社会を享受していただくということを目指し、そのためには総務省として今後どのような環境整備をしていったらいいかということをご議論していただいたということでございます。これにつきましては、2015年ごろに全世帯でブロードバンド利用を実現するという目標を、象徴的に「光の道」構想と呼んでおりますけれども、光の道と申しましても、光ファイバだけではなくて、ケーブル、あるいは今非常に需要が伸びております無線を使ったブロードバンドアクセス、これらも含めたブロードバンドネットワークを実際に御利用いただく環境整備をしていくためにはどうしたらいいかということをご議論していただいたということでございます。

3ページを御覧いただけますでしょうか。このICT政策タスクフォース合同部会において御議論いただいた結果、昨年12月に最終取りまとめをしていただきました。3ペー

ジ以降は、この取りまとめの概要をまとめた資料でございます。

第1章の、3つ目のポツのところでございますけれども、ICT政策タスクフォース合同部会におきましては、大きく3つの視点から具体的な施策の取りまとめをしていただいたということでございます。

具体的には、1点目は競争政策の一層の推進が、市場の活性化、インフラ整備の促進、利活用の向上につながるということで、この観点からの競争ルールの見直しをしていただいたということでございます。

2点目といたしましては、他方、過疎地域等については、民間事業者の競争によるインフラ整備が期待しにくく、そういった地域には競争政策を補完するものとして、国が支援措置等の一定の役割を担うことにより、インフラ整備とその利活用を進めることが必要ということで、そのための政策を整理していただいたということでございます。

3点目は、我が国は超高速ブロードバンド基盤の利活用に課題があるということで、特に医療、教育、行政等の分野において、利活用を阻害する制度・規制等の抜本的な見直しを図ることにより、利活用の向上を図ることが必要であり、このための政策についても整理をしていただきました。大きくこの3つの柱で議論していただいたということでございます。

まず、第1の柱でございますが、超高速ブロードバンド基盤の未整備地域における基盤整備の推進についてでございます。この未整備地域の超高速ブロードバンド基盤につきましては、民間主導による整備を原則としつつ、基盤整備を加速するインセンティブの付与が必要ということでございまして、公設民営方式を基本としながら、整備した基盤の利活用を促進する観点から、地方公共団体等が公共アプリケーションの導入と一体的な整備を行う場合に、国が財政支援等を講じることが適当とされたところでございます。

4ページを御覧いただけますでしょうか。第2の柱、競争政策の推進についてでございます。まず、加入者回線部分、いわゆるアクセス網のオープン化等の在り方についてでございます。第1に、設備競争の促進の観点から、電柱・管路等の線路敷設基盤の開放について、引き続き、さらなる取組の検討が適当とされたところでございます。また、アクセス網の多様化の推進の観点から、有線だけではなく、無線を使ったワイヤレスブロードバンドの整備・普及に向け、その周波数の確保を行うため、周波数再編の円滑、迅速な実現のための制度の検討が必要とされたところでございます。

さらに第2といたしまして、サービス競争の促進の観点から、加入光ファイバ接続料の

低廉化を図り、今後のF T T H市場の活性化を図ることが極めて重要であり、このため、平成23年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を開始することが適当とされたところでございます。

5ページを御覧いただけますでしょうか。次に、中継網のオープン化の在り方についてでございます。現在御案内のとおり、N T T東西が次世代ネットワーク、いわゆるN G Nを全国展開しているわけでございますけれども、競争促進の観点からは、このN G Nが適時適切にオープン化されることが重要とされたところでございます。

また、現在電話網からN G Nを代表とするI P網へネットワークの移行が行われているわけでございますが、これに伴う諸課題をいかに解決していくかが重要だということございまして、このため総務省及び関係事業者において、N G Nのオープン化、あるいはネットワーク移行に伴う諸課題の検討課題等について、速やかに検討を開始することが適当とされたところでございます。

次に、ボトルネック設備利用の同等性確保の在り方でございます。N T T東西の加入者回線及びそれと一体として設置される電気通信設備につきましては、現在第一種指定電気通信設備として指定され、いわゆる他事業者がサービスを提供する上で、その設備を利用することが不可欠な設備とされているわけございまして、これを通例ボトルネック設備と呼んでいるところでございます。公正な競争環境を整備するためには、このボトルネック設備を、N T T東西が利用する場合と他事業者が利用する場合との同等性が確保されていることが必要とされているわけでございます。

他方、一昨年(2021年)の11月、N T T西日本で接続情報の目的外利用の事案が判明するなど、このボトルネック設備利用の同等性についての懸念がいろいろと指摘されてきているところでございまして、こういった状況を踏まえまして、ボトルネック設備利用の同等性を一層確保する措置を講じることが必要ではないかとされたところでございます。このための手法としては、ボトルネック設備をN T Tグループから完全に分離する資本分離、N T Tグループ内でボトルネック設備を分離する構造分離、また、N T T東西の中でボトルネック設備利用部門とボトルネック保有部門を分離していく機能分離が考えられるわけございまして、この3案について、タスクフォース合同部会でどれが適当かについて検討いただいたということでございます。

6ページを御覧いただけますでしょうか。合同部会におきましては、この表にございませ

特に設備競争の促進への影響、NTT株主への影響、実現のための時間、コスト、こういった観点を総合的に判断すると、NTT東西のボトルネック設備保有部門について、速やかに機能分離を行うことが現時点においては最も現実的かつ効果的とされたところでございます。

7ページを御覧いただけますでしょうか。今申し上げましたとおり、NTT東西のボトルネック設備利用の同等性を確保するための厳格なファイアウォール措置を構築する、いわゆる機能分離の導入を行うことが適当とされたところでございます。あわせて、NTT西日本の、先ほどの接続情報の目的外利用の事案でございませけれども、これがNTT西日本の業務委託先子会社において利用が行われたという状況もございましたので、こういった委託先子会社等による禁止行為規制の潜脱を防止し、規制の実効性を確保する観点から、NTT東西に対し、この行為規制の内容を委託先子会社等にも遵守させるための措置を講じることが適当とされたところでございます。

このような機能分離、あるいはNTT東西による子会社等の規制による公正競争のさらなる確保を図った上で、かつ、公正競争確保に支障が生じない範囲内で、NTT東西自体も、市場の環境変化や消費者ニーズに迅速に対応できるよう、その業務範囲について必要な見直しを行うことには一定の合理性があるのではないかとされたところでございまして、この3つの取組について、併せて行うことが適当であるとされたところでございます。なお、この3つの取組につきましては、それぞれ法改正事項となっておりますので、後ほど具体的に御説明をさせていただきます。

8ページを御覧いただけますでしょうか。ユニバーサルサービスの取扱いについてでございます。御案内のとおり、現在ユニバーサルサービスの対象は加入電話とされているところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、電話網からIP網へ移行する中で、市場において、加入電話と品質面あるいは料金面で遜色のない光IP電話サービスが出現してきているところでございます。このため、そのような光IP電話についてもユニバーサルサービスの対象に追加することにより、このネットワークの移行期において、メタルと光の二重投資の回避を可能とすることが適当ではないかとされたところでございます。

また、ユニバーサルサービス制度そのものについても、今後ブロードバンドサービスの普及促進に伴い、適時適切に制度の見直しに取り組むことが求められるとされているところでございます。

さらに今後の市場環境の変化への対応といたしまして、EUで導入されているような総

合的な市場支配力に着目した規制、いわゆるSMP規制につきましても、今後の電気通信市場の変化を踏まえ、引き続き検討を行うことが適当とされたところでございます。

以上が競争ルールの見直しの具体的な取組ということでございますけれども、9ページを御覧いただけますでしょうか。このような競争ルールの見直しにつきましては、今後の環境変化に適切に対応するため、継続的にその検証をするとともに、一定期間経過後、今回の措置の有効性・適正性を包括的に検証した上で、必要な見直しを行うことが適当とされたところでございます。

次に第3の柱、規制改革等によるICT利活用の促進についてでございます。具体的には、医療、教育、行政等のあらゆる分野におけるICTの利活用を促進する観点から、ICTの利活用を妨げる各種制度・規制等の抜本的な見直しを行うことが適当とされたところでございまして、あわせて、安心・安全な利用環境の実現、あるいはデジタルリテラシーの向上に取り組むことにより、ブロードバンド利用環境の一層の整備に努めていくことが適当であるとされたところでございます。

以上が、ICT政策タスクフォース合同部会における最終取りまとめの概要でございます。

次に10ページを御覧いただけますでしょうか。今御覧いただきましたICT政策タスクフォース合同部会の最終取りまとめで整理をいただきましたそれぞれの事項につきまして、総務省として今後、大きくどのような取組をしていくかという点について、昨年12月14日に基本方針を策定、公表したところでございます。

具体的には、1のところでございますとおり、例えば先ほど御覧いただきましたNTT東西の機能分離の実施等につきましては、法改正事項でございますので、電気通信事業法及びNTT法の一部改正法案を国会に提出するなど、ここがございますとおり、それぞれ具体的な取組を進めていくこととされたわけでございます。

また、2のところがございますとおり、合同部会最終取りまとめに盛り込まれた措置については、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目途に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行うとされたところでございます。

11ページを御覧いただけますでしょうか。今御説明いたしましたタスクフォース合同部会取りまとめ及び基本方針を踏まえまして、それぞれの取組について、計画的に施策の推進を図るため、その具体的なスケジュールを定めた工程表を、総務省では昨年12月24日に策定、公表したところでございます。それぞれの施策について、具体的な進め方を

この工程表に定めているところがございますが、この中で②、(4) ボトルネック設備利用の同等性確保の部分、いわゆるNTT東西の機能分離等につきましては、電気通信事業法・NTT法改正を予定しているところがございます。本日は特に、この電気通信事業法・NTT法改正につきましては電気通信事業紛争処理委員会にも深くかかわる改正でございますので、その具体的な内容についてこれから御説明させていただきます。

12 ページを御覧いただけますでしょうか。電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律案の概要についてでございます。電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備、いわゆるボトルネック設備を設置する電気通信事業者、すなわち、NTT東西に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、NTT東西等に対する業務規制の手続を緩和することとしているものでございます。

背景につきましては、先ほど御説明いたしましたので、省略させていただきます。

改正概要でございますが、大きく3つの項目がございます。まず、電気通信事業法の改正についてでございますが、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者、すなわちNTT東西による接続情報の目的外利用等の反競争的行為を実効的に抑制するため、当該NTT東西の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう、当該電気通信事業者に対し、当該子会社の適切な監督を義務付けるものでございます。

また、当該子会社が反競争的行為を行った場合に、NTT東西に当該行為の停止、変更のための必要な措置をとるべきことを総務大臣が命令できることといたしております。この総務大臣命令につきましては、電気通信事業紛争処理委員会における必要的諮問事項とさせていただいているところでございます。

また、2点目でございますが、NTT東西と他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、当該設備を設置する電気通信事業者、すなわちNTT東西に対し、設備部門と営業部門との隔離等、接続業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備、その他必要な措置を義務付けるものでございます。

次に、NTT法の改正についてでございます。電気通信事業者間の競争を促進するため、NTT東西が地域電気通信業務を営むために保有する設備等を活用して行う電気通信業務、これを通称、活用業務と呼んでおりますけれども、こういった活用業務等につきましては、現在総務大臣の認可を受けて行うこととされているわけでございますが、これを事前届出制とするものでございます。

なお、この活用業務を行うに当たって、NTT東西の本来業務の円滑な遂行に支障のない範囲内で、また、公正競争に支障のない範囲で行うことができるということを法律で今回明示することとしております。あわせて、新たなNTT東西による活用業務が公正競争に支障を与えるおそれがある場合には、NTT法に基づく命令規定により、当該活用業務について是正を行うこととしているところでございます。

施行期日等でございますが、公布の日から6箇月以内の政令で定める日に施行としております。また、先ほどの基本方針にもございましたが、法律施行後3年を目途として検討を加え、必要に応じて見直しをしていくとしているところでございます。

以上、総務省における最近のブロードバンド普及促進に向けた取組について御説明させていただきましたが、先ほど申し上げましたとおり、今後、昨年12月24日に策定、公表いたしました工程表に基づきまして、それぞれの施策をできるだけ円滑に進めていきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

**【坂庭委員長】** どうもありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

私からの質問なのですが、先ほどボトルネック設備という説明がありましたが、なぜボトルネックという呼び方をするのででしょうか。

**【古市事業政策課長】** 今の電気通信事業法におきましては、先ほど申し上げましたけれども、各都道府県において、過半数を超える加入者回線を設置する事業者について、その加入者回線及び加入者回線と一体として設置される設備については、これが接続事業者、競争事業者にとって電気通信サービスを提供する上で必要不可欠な設備ということになります。そうした設備を持つ電気通信事業者については、その設備を他事業者に対して、公平に、あるいは適正な条件で利用させるといったようなルールですとか、あるいは先ほど申し上げましたように、接続情報の目的外利用等の反競争的行為を禁止するといったルールを定めているということでございます。

法律上は、正式には第一種指定電気通信設備ということでございますけれども、例えば瓶の場合には水を注ぐときには必ず瓶の首を通らないと水を注ぐことができないということでございまして、電気通信サービスを提供する場合にも、瓶の首を通らないとなかなかサービスがしにくいということで、これを通例ボトルネック設備と呼んでいるところでございまして、このタスクフォース合同部会でボトルネック設備という言葉を使わせていた

だいたということでございます。

【坂庭委員長】 分かりました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【尾畑委員】 平成21年のNTT西日本の事案も踏まえ、電気通信事業法を改正し、ボトルネック設備利用の同等性を一層確保するとのことですが、同等性の確保が実行されているかどうかというチェックは、電気通信事業法の中では特に規定はされないのでしょうか。

【古市事業政策課長】 今回、例えば機能分離ということで、NTT東西においてファイアウォールの強化などの体制整備等の措置を行っていたということもございますけれども、あわせて、その機能分離の実効性を確保する観点から、今回の法改正におきましても、機能分離の状況につきまして毎年総務大臣に報告していただく。また、もし機能分離が十分でない場合につきましては、あるいは問題が確認された場合については、最終的には業務改善命令等により是正していくことで規制の実効性を確保していくこととしているところでございます。

【尾畑委員】 平成21年の事案でも業務の改善等を命じているわけですが、同等性の確保について電気通信事業法の中に規定される場合、前回のときの対応とどのように違ってくるのでしょうか。

【古市事業政策課長】 前回のように、仮に個別に接続情報の目的外利用のようなものが起こった場合には、当然のことながら電気通信事業法の業務改善命令等の規定により個別に対応していく、そしてその問題に対処していくということもございますけれども、そもそもそういった問題が起こらないように、あるいは起こりにくくするために今回機能分離の導入を行うものであります。NTT西日本の事案につきましては、NTT西日本から営業あるいは営業を委託している業務委託先子会社において接続情報の流用が行われたということもございますので、そういった反競争的な行為が行われないように、子会社についてもきちんと監督を行っていただくという対応をとることによって、公正競争をさらに確保していきたいというものでございます。

【坂庭委員長】 よろしいですか。

【尾畑委員】 はい。

【坂庭委員長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。これで議題1は終わりにさせていただきたいと思います。

ここで古市事業政策課長は御退席になります。どうもありがとうございました。

【古市事業政策課長】 どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

(古市事業政策課長退席)

## ＜議題（２）放送法等の一部を改正する法律による紛争処理委員会関係の改正事項について【公開】＞

【坂庭委員長】 次に、議題２でございます。「放送法等の一部を改正する法律による紛争処理委員会関係の改正事項について」です。事務局から説明をお願いします。

【鈴木紛争処理調査官】 紛争処理調査官の鈴木でございます。

昨年秋の臨時国会で放送法等の一部を改正する法律が成立いたしましたして、多くの法律が改正されておりますけれども、紛争処理委員会に関する内容もございましたので、今回それをまとめて整理したということでございます。

資料は２－１と２－２と、２種類ございまして、２－１は横長のパワーポイントでポイントをまとめたもの、２－２は法改正の条文、関係する部分の新旧を対照表で作ったもので、直接紛争処理委員会に関係する部分以外にも放送の事業者の分類なども変わっておりますので、若干広めに作っております。本日の説明は、資料２－１を使い説明させていただきます。

ページ数は資料右下に書いてございますが、まず１ページ目でございますして、電気通信事業紛争処理委員会の業務範囲の拡大の１つ目の事項であります。紛争処理委員会の業務のメインの柱でありますあっせん・仲裁ですが、あっせん・仲裁の対象となる紛争の種類が追加されるということになっております。そこにありますように３つございまして、まず１つ目がケーブルテレビ事業者等による地上基幹放送、具体的には地上テレビジョン放送の再放送に係る同意に関する紛争についてもあっせん・仲裁ができるようになるということであります。趣旨としては、既に現行法でケーブルテレビ事業者が地上テレビジョン放送の再放送をする場合に同意が得られないといった紛争がある場合には総務大臣の裁定という制度があるのですけれども、紛争が多様化・複雑化している状況の中で、円滑な協議が困難という状況も生じてきているということであります。

こうした状況を踏まえまして、当事者間の協議が調わない場合に迅速かつ専門的な処理を図ることを目的に、事案の内容に応じた多様な処理手続をとることを可能とするという

ことで、総務大臣による裁定という制度はまだ引き続きあるのですけれども、それに加えて紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の対象にもするということでもあります。

それから、追加される紛争の種類の一つ目が、電気通信事業者間の電気通信設備設置用工作物の共用に関する紛争であります。これは、新しく電気通信設備設置用工作物という概念が入りましたけれども、移動体通信の事業者がアンテナを設置するために建設する鉄塔等が具体的な例として想定される代表的なものでございます。景観条例などの建築制限で新しく鉄塔を設置することができないような場合があり、その際に、事業者間の共用に関する協議が不調になりますと、既に鉄塔を建てている事業者以外は新しくサービスが展開できないということになりまして、当該地域で多様な通信サービスの提供が困難になる、利用者にとっても不利益が発生するおそれがあるということで、そういった紛争の迅速かつ効率的な処理を図ることを目的として、今回大臣命令・裁定の制度も新しく入るのですけれども、紛争の内容に応じた多様な処理手続の整備の一環ということで、あっせん・仲裁の対象とするということでございます。

それから、新しく追加される紛争の種類の一つ目が、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間の電気通信役務の提供条件に関する紛争ということで、ここにつきましては、コンテンツ配信事業者等の説明を後ろに参考資料として付けておりまして、8ページにコンテンツ配信事業者等の今の位置付けが書いてございます。

先回の委員会で電気通信事業部からも説明がありましたけれども、今回新しく対象になりますコンテンツ配信事業、通信プラットフォーム事業等につきましては、法律上は電気通信事業法の第164条第1項第3号に位置付けられている事業でございます。現在電気通信事業法の適用が基本的には除外されております。内容としては、真ん中の②のところを書いてあります、「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業」ということで、具体例は次のページに書いておりますが、この事業者の人たちは今、電気通信事業法の規定が基本的に適用されておらず、総務大臣の協議命令・裁定とか、紛争委員会のあっせん・仲裁という紛争処理の手続については全く利用できない状態になっているということを、今回あっせん・仲裁については適用の対象とするということでもあります。

次の9ページ、参考2-2ですが、具体的にコンテンツ配信事業等とはどのような内容の事業なのかということではありますが、一番典型的なのが左上の、各種情報のオンライン提供ということで、サーバ等を用いて天気予報とかニュースなどの情報データベースを構

築して、その情報をインターネットを經由して利用者に提供するものというのが、「電気通信回線設備は設置せず、他人の通信を媒介しない電気通信事業」の代表的な例となります。今回の資料ではコンテンツ配信事業等という言い方をしており、これを代表例として挙げておりますが、それ以外にも電子掲示板ですとか、ウェブサイトのオンライン検索とか、電子メールマガジンの配信等が今回新しく対象になる事業の例としてございます。

資料の1ページに戻っていただきまして、そうしたコンテンツ配信事業者等が、電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けてサービスを利用者向けに提供するということになるわけですが、最近のモバイル化の進展とか、ネットワークの高機能化に伴って、その電気通信役務の提供の条件とか料金についての事業者間の紛争というのが増えてきております。そこで、これまで電気通信事業法の規定の適用除外でしたので紛争処理手続が利用できない状況にあったのを、利用者が多様なサービスを享受できる機会が損なわれないように紛争の迅速かつ効率的な処理を図るために、あっせん・仲裁の利用を可能とするということでもあります。

参考資料の1の部分を飛ばしてしまいました。申し訳ございません。少し説明させていただきます。資料6ページ、参考資料の1-1です。今回の改正で、従来放送関係は複数の法律があったものを一本化いたしまして、事業者の分類が新しくなりました。地上波でテレビジョン放送を行っている事業者の方は、新しい放送法では左側にあります基幹放送事業者ということになります。それからケーブルテレビ事業者は右側の一般放送事業者ということになります。この一般放送事業者は、事業の規模等によりまして、届出一般放送事業者と登録一般放送事業者というふうに分かれるのですが、網掛けをしている部分が今回の法改正で新しくあっせん・仲裁ができることになる区分の事業者の方ということでもあります。

参考資料の1-2、7ページですが、再放送の同意に関する協議が調わない場合の例ということでもあります。放送事業者の方は、他の放送事業者の放送を受けて再放送をする場合には、原則としてその事業者の同意を得なければならないということになっておりますけれども、経営への影響の懸念とか、技術的事項とか同意条件に関して折り合わないといったようなときに、同意の協議が調わないことが起こるということでもあります。1つの例として、区域外再放送のイメージがありますけれども、A県とB県という2つの隣接している県があって、A県の地上テレビジョン放送をB県のケーブルテレビ事業者が受けてB県の中で再放送するといったようなときに、A県のほうがチャンネル数が多かったりする

ときに、A県の事業者が同意をしたくないということが起こることがあるということでもあります。

2 ページ目に戻っていただきまして、紛争処理委員会の業務範囲の拡大の2つ目の事項であります。紛争処理委員会は、総務大臣からの諮問に対して審議・答申をするという機能がありますが、その総務大臣から諮問される事項も追加があります。

2つありまして、1つ目がケーブルテレビ事業者等による地上基幹放送の再放送に係る同意に関する裁定ということで、先ほど申し上げましたとおり、現行法で既にケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再放送に関する同意に関して争いがある場合に総務大臣の裁定という制度があるわけですが、現在は、総務大臣が裁定をしようとする場合には審議会に諮問をすることになっております。しかしながら今回の改正で、再放送の同意に関する紛争について、紛争処理委員会であつせん・仲裁ができることになりましたので、再放送の同意に関する紛争について整合的に処理をするという観点から、総務大臣が裁定をする際の諮問機関を、審議会から紛争処理委員会に変更するということになっております。

それから2つ目でありまして、電気通信事業者間の電気通信設備設置用工作物の共用に関する協議命令・細目裁定ということで、争いの内容は、先ほど申し上げました携帯電話の鉄塔等についての共用ということではありますが、今回この争いにつきましてはあつせん・仲裁だけではなくて、総務大臣の協議命令と細目裁定の規定も新しく整備されましたので、従来の協議命令・細目裁定等の行政処分と同様に、総務大臣が協議命令・細目裁定をする際には、紛争処理委員会に諮問をすることになっておりまして、これも諮問事項として新しく追加されるということになってございます。

次に資料3 ページ目ですが、参考ということで、今回追加されましたあつせん・仲裁の3つの種類の紛争を入れまして、これまでのものを含めて、全体としてどういう形になるかをまとめた表であります。一番左側が当事者ということで、だれとだれとの間の紛争であるか、その右に協議の内容ということで、具体的にどういう協定とか契約に関する争いであるか、一番右側に3つの場合、法律の用語になるべく忠実に書いたものでありますが、こういう場合にあつせん・仲裁ができます。あと、ちょっと細かい字で書いてありますが、大臣命令とか大臣裁定の制度もあるということです。協議の内容のところに黒丸で書いてあるものが3つありますけれども、この黒丸の3つが、先ほど申し上げました今回の放送法等の一部改正で新しく追加された種類の紛争ということになってございます。

続きまして、資料の4ページ目ですが、委員会に関する法改正につきましては、新しく放送分野の紛争も処理するというに伴う改正が何点かなされております。1点目が委員会の名称の変更でありまして、今回の法改正で紛争処理委員会が扱う紛争が、電気通信事業分野だけではなくて、放送分野の紛争も取り扱うこととなりますので、委員会の名称につきまして、「電気通信事業」という部分を、放送を含む用語であります「電気通信」に改めまして、「電気通信紛争処理委員会」に名前が変わるということでもあります。

それから2点目ですけれども、委員会の権限を定めている規定があるんですが、その中に「放送法の規定によりその権限に属させられた事項」を処理することというのを追加することにしております。これは、先ほど申し上げましたように、地上基幹放送の再放送に係る同意に関する紛争を処理するというのは放送法に規定されている内容ですので、それを明確にするという趣旨でございます。

それから3点目に、委員会の委員の任命の要件に「放送の業務に関して優れた識見を有する者」を追加するということでありまして、これも今回の法改正で、放送分野の紛争も取り扱うこととなりますので、委員として任命するのにふさわしい者として、放送分野の紛争について適切な判断を行うことができる識見を有する者を追加するということでもあります。具体的には、現行法は「委員は、電気通信事業又は電波の利用に関して優れた識見を有する者のうちから任命する」とされている部分につきまして、「委員は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから任命する」と改められたということでもあります。

この法改正の施行期日でございますが、Ⅱの3の、委員会の委員の任命要件の改正につきましては公布の日である昨年の12月3日に既に施行をされております。その他の改正事項、具体的には業務範囲の拡大ですとか委員会の名称の変更につきましては、「公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日」となっておりまして、公布の日が昨年の12月3日ですので、今年の9月2日までの間で政令で定める日ということになっております。この政令はまだ定められておらず、具体的な期日は未定で、総務省のほうで現在作業中ということでございます。

御説明は以上でございます。

**【坂庭委員長】** どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、御質問などございましたらお願いいたします。

**【淵上委員長代理】** 参考1-1において、新制度における放送事業者の分類について

の説明がありましたが、基幹放送事業者には系列というのがあって、例えば7ページのイメージでいうと、B県とA県との関係で、A県の基幹放送事業者は、例えば福岡県なら福岡県の基幹放送事業者のことをいうのであって、系列の大もとのTBSだったりフジテレビだったり、そういうところではないという理解でよろしいのでしょうか。

【鈴木紛争処理調査官】　　そうです。具体的に受ける電波を出している放送事業者ということですので、今委員長代理がおっしゃったところでいいますと、福岡県で事業をしておられる地上波のテレビ局の方が、A県の基幹放送事業者ということになります。

【淵上委員長代理】　　そうすると、今までのようにNTT東西など複数の県をサービスエリアとする事業者が当事者となるのではなく、都道府県ごとの基幹放送事業者が幾つもあるので、今回対象の事業者数というのはとても多くなるという理解でよろしいのでしょうか。

【鈴木紛争処理調査官】　　そうです。各地の地上波のテレビ局の方が、すべて可能性があるというか、概念としては入っているということです。

【副島参事官】　　現在、NHKを別に、民放（地上波テレビ）は全国で127社あります。

【淵上委員長代理】　　先ほどの説明で、多様で複雑な紛争の状況が存在しているとのことですが、ここで書かれている区域外再放送の話は極めてシンプルで、ありそうな話だと思います。例えば、どのようなところが複雑とか多様なのでしょうか。

【鈴木紛争処理調査官】　　1つは技術的な面で、ケーブルテレビ事業者が難視聴地域、受信障害区域では再放送をしないといけないという義務が一方で課されているのですが、例えばケーブルテレビ事業者のシステムづくりによって受信障害地域だけに再放送することができなくて、営業区域全体に再放送してしまうことになったときに、地上波の方からいうとそこまでやらなくていいんじゃないかという、技術的な観点もあったりしまして、実際に争いの中身がいろいろあると聞いております。

【淵上委員長代理】　　ありがとうございます。

【坂庭委員長】　　よろしいでしょうか。どうぞ。

【樋口特別委員】　　今、淵上委員が話された再放送に係る同意に関する紛争についてですが、番組といいますかコンテンツをめぐる争い、あるいはそれに伴う、例えば著作権のような争いというものも含まれてきて、当委員会に著作権絡みの紛争が係属することがあり得るのでしょうか。

【鈴木紛争処理調査官】 今回紛争処理委員会で扱うことになった紛争については、放送法に再放送の同意という制度があって、その放送法の再放送の同意ができないときに対象になるのですけれども、法律のつくりとして、放送法の再放送の同意と著作権法とは別の制度だという整理になっておりまして、著作権そのものが争いになっている場合には紛争処理委員会ではなく、文化庁のほうでもあっせん制度というのがあるのですけれども、著作権そのものが問題であればそちらのほうを利用していただくことになると考えております。

【坂庭委員長】 よろしいでしょうか。どうぞ。

【加藤特別委員】 今回追加されるコンテンツ配信事業者等に関する紛争について、これまで問題となった案件は、どのようなものなのでしょうか。また、今後どのような紛争が起きそうなのでしょうか。

【鈴木紛争処理調査官】 前回の委員会でもお話がありましたけれども、今この分野の事業者は適用除外になっているので、事業の実態を正確にというか、具体的になかなか把握できていない部分もあるのですが、1つの例としては、配信サーバで情報を配信する際には専用線なりを引いてこないといけないんですけれども、その専用線の料金について、これは約款で規制されているわけではなくて、相対で決めることになっていますので、そういうところで折り合わないとか、あとはコンテンツ配信をする際に、課金とか利用者の認証というのを電気通信事業者のほうで提供する場合、それをプラットフォーム機能と言っていますけれども、利用する条件が自分の事業と合わないといったことで、電気通信事業者が提供するプラットフォーム機能が利用できないといったことがあります。

【坂庭委員長】 よろしいですか。どうぞ。

【寺澤特別委員】 3ページの紛争処理手続の表ですが、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者との間という欄があって、あっせん・仲裁の対象として「金額、接続条件等の細目について協議が調わないとき」が対象とされていますが、その前の「協定・契約の締結の協議が調わないとき」との線引きがどうなるのかというところに疑問があります。そもそも契約をしないということと、するということの線引きは非常に明確なのですが、いったん契約の協議に入った後に、おそらく協議の対象になるのは、金額、接続条件等の細目の部分がほとんどかと思います。それが調わないときに、それなら協議をやめると言った場合には、契約の締結の協議が調わないときになるのか、そのあたりはどう考えればいいのでしょうか。

【鈴木紛争処理調査官】 争いの内容が、契約の細目の具体的な部分について調整ができないことによって契約全体ができないのであれば、それは細目について協議が調わないときとしてあつせん・仲裁ができると思えないと、実際に機能しないこととなりますので、そこは争いの内容をよく聞いて、具体的にどういうところで争っているのかを確認させていただいて対応するということになるのかなと考えております。

【寺澤特別委員】 この中で、「等」というのは何が入るのでしょうか。

【鈴木紛争処理調査官】 これは法律の条文で、「その他その細目」と書いてあるものをまとめさせていただいたもので、様々なものが入ります。

【寺澤特別委員】 分かりました。

【坂庭委員長】 ほかにいかがでしょう。どうぞ。

【白井特別委員】 ケーブルテレビ事業者等による地上テレビジョン放送の再放送について、その同意に関する紛争が、現在問題になっているとのことですが、将来的に考えますとその反対もあり得るのではないのでしょうか。すなわち、ケーブルテレビ会社で作った放送を地上放送に流すという可能性です。例えばアメリカなどでは、おそらくそういう可能性が出てくるのではないかと思うのです。それについては、どのような扱いになるのでしょうか。

【鈴木紛争処理調査官】 今回の法改正の内容としては、そこまでは対象になっておりません。

【副島参事官】 今の例ですと、まさしくコンテンツ、番組を買うということがあらわになってくるのだらうと思うのです。著作権ですとか。無断で流してしまうと著作権法違反になりますけれども、地上波ですとアンテナを立てていけば映ってしまうわけで、それで昔から、難視聴地域などがあり、再放送とかの慣習みたいなのがあって、その流れの中でこの問題が位置付けられているわけなんですけれども、ケーブルテレビが大きくなって映画を作るとかいう動きがあつたりしますから、その番組をキー局、系列全体で買うのかも分かりませんし、個別の地域の放送会社が買うのかも分かりませんが、制作会社からコンテンツとして買って流すというコンテンツの売り買いの話にむしろなるのではないかと思います。

【白井特別委員】 無線なので受信できてしまつて、それをケーブルテレビで再放送することについて問題が出ているということですか。

【副島参事官】 そうです。従来からこういうパターンで同意が必要だというように制

度的にも位置付けられて、従来から多少もめたりしていたわけなのです。

【白井特別委員】 分かりました。

【坂庭委員長】 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。これで議題2は終わりにさせていただきたいと思います。

### <議題(3) 今後の委員会の進め方について【公開】>

【坂庭委員長】 次に、議題3でございますが、「今後の委員会の進め方について」ということで、事務局から説明願います。

【副島参事官】 資料3を御覧いただきたいと思います。簡単な図表なのですが、御説明させていただきたいと思います。

今ほど資料2のところでお説明させていただいて、御質問等もちょうだいしたところなのですが、委員会の業務範囲に追加された分野として3項目ございまして、先ほどの表にありましたように、あっせん・仲裁が出るところがあれば、大臣裁定の諮問が出てくるということもあるわけなのですけれども、業務分野として3つが加わったということがございます。

それで、いろいろ御疑問もあろうかと思えますし、私どもも十分承知していないところもありまして勉強していかないといけないと思っておりますけれども、この3項目についての今後の進め方ということで、今思いつくところの案を書かせていただいております。

また、一般案件ということで表の一番上の行に書いてございますけれども、年次報告書を作っております、これを3月と4月、2回審議するというのが過去の例でございます。それから、一般案件ということで、5月、6月で委員会規則等改正というのを書いてございます。

今回の委員会の業務範囲の拡大に関する法改正が夏ごろ施行されると想定しております、夏の施行までの間にこの3項目を一わたり御説明して、意見交換等を行っていきたいということでございます。

委員会規則等の改正は、委員会のほうでも事務手続の決まりを作っております、先ほどの話のように委員会の名称が変わりますので、名称変更だけとか、放送法が加わったとかいう比較的単純な内容なのですが、手続的に施行前にしないとイケません。その他は、先ほどのブロードバンドのお話を事業政策課長からいただいたような形で、適

宜、必要があれば、案件として入れたいと考えております。

この間、従来の法体系の中でのあっせん・仲裁ですとか大臣裁定の諮問というのも出てくるかも分からないのですが、出てくればそれをやりながら、放送法等の改正事項ということで、ケーブルテレビと電気通信設備設置用工作物とコンテンツ配信事業の3項目について3月、4月に省内担当者などからの説明等を実施いたします。5月、6月はまだ決めておりませんが、こういう配分で勉強を続けていったらどうかということでございます。

3月は、先日日程は御連絡させていただいておりますが、3月28日の14時からでございますけれども、ここで、放送制度を含めて、先ほどの地上波テレビ事業者がどのぐらいあるとか、あるいは放送対象区域の話、原則は県単位なのですが、関東広域だとか大阪も名古屋も広域になっておりまして、そういう仕組みですとか、基本的なことの御説明も差し上げないといけないと思っております。そのほかケーブルテレビと地上波テレビとの紛争の話も御説明を差し上げたいと考えております。

時間の配分の関係で、ひとまずケーブルテレビの関係者ヒアリングというのは4月に回しております。関係者というと、これまでもいろいろ制度的な検討の際の関係者として登場して下さるのは民放連という団体です。それとケーブルテレビ連盟という団体がございます。これが大体業界を代表して、総務省のいろいろな審議会の中で発言される。紛争が個別になれば個別の事業者がおいでになるのですが、大概利害が共通しておりますので、この2団体が考えられます。その他、ヒアリングということで検討できるかなと思います。

それから、先ほど御説明しましたように、ケーブルテレビによる再放送にはこれまでも大臣裁定という制度がございまして、現に裁定を行った例もございます。放送事業者もケーブルテレビ事業者もかなり行政との関わりの強い会社ですので、大体この分野の紛争の実態というのは、現在の総務省の担当部局の中でもかなり把握できております。ですから、次回3月にも担当課に、こういったことを説明してくださいと言うと、大概説明は可能と思われま。

ところが電気通信設備設置用工作物、ここは少し遠くなりまして、今まで電気通信設備そのものの共用とか接続はこの委員会でも扱ってきており、担当部局でも大体把握しておりますが、鉄塔やあるいは工作物ですから電柱とか管路とか局舎とかも概念的には入るのですが、これらに関する紛争はあるとは聞いているのですが、今現にどのぐらいあるかというのは、必ずしも把握できておりません。

そこで私どもは、どのぐらいこういった紛争というか、交渉が円滑にっていない例があるか、どのように断られたかということ、基礎的に把握する必要があるということで、先日、関係しそうな事業者に文書を発出したところでございまして、3月中ぐらいに回収して整理したいということから出発しております。現に紛争を抱えていらっしゃる、あるいは過去にいろいろあったという関係者がおられましたら、別途関係事業者に来ていただいてヒアリングなどできるかなと思っております。それは、現在調査中であるということでございます。

それからコンテンツ配信事業者等ですけれども、インターネット関係の事業者は最近どんどん新しく業態も変わってきておりまして、今まで適用除外だったわけですから、総務省の中の担当課も原理的にはないわけです。今現在把握できている情報としては少ないところがあって、かつめまぐるしく動いているということもあり、非常に難しいところがございます。ですからこれは線表が一番後になっているのですけれども、事前にいろいろ情報収集をしないと委員会の場にお持ちするのに手間がかかるということでございます。

担当課というよりも関係課が、省内には幾らかございまして、幾らかの省内の情報を整理して御説明するほか、あとは関係者のヒアリングで、事業者さんに来ていただいて御説明をいただくことが必要と思っております。これもいろいろな分野に分かれて事業が展開されておりますので、どんな方をお願いするのが全体的に把握できるかとか、具体的に把握できるかという問題もございます。幾らか業界団体がございますので、そういった所を通じて情報収集をしながらヒアリングの対象者を選定していきたいと思っております。

そのようなことで、情報の粗密といいますか、現在把握できているのとあまりできていないところもありますので、時間的に後ろにずらしたりして進めていきたいと思っておりますけれども、委員の先生方のほうで、こういう情報があったほうがいいのかとか、こういうところはどうなっているんだろうか、勉強してみたいとか、あるいは特にインターネット系ですと、あそこのだれそれさんがよく説明をしてくれるのではないかとか、もし御存じでしたら御紹介していただければ、私どもが事務局としてインタビューに行くこともやってみたいと思います。新しい分野で私どもも十分承知できていなくて、知見、お知り合いとか人脈とかがあれば、是非先生方の方から教えていただきたいと思っておりますし、こういうことが問題だろうからこういう点を調べるようにとか、そういった御指摘をちょうだいできたらと思ひまして、この資料を御説明した次第でございます。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございます。

幾つかその前に御質問等もございましたけれども、さらに何かございましたらお願いします。

【加藤特別委員】 先ほど質問させていただいたコンテンツ配信についてですが、学界のほうでは、コンテンツ配信に関してはトラヒックの中立性といった話題が数年前から出ております。当委員会においては、コンテンツ事業者と電気通信事業者との間の契約の問題を処理するとともに、トラヒックの中立性の問題も含めて議論することになるのでしょうか。

【鈴木紛争処理調査官】 あくまでも紛争処理委員会としては個別の事業者の間での契約についての紛争を取り扱うこととなりますので、電気通信事業者が、例えば何でそういう条件にしているのかというところの背景として中立性の御説明とかがあるかもしれませんが、中立性そのものがテーマではなく、個別の事業者の契約の協議の問題について処理することとなります。

【加藤特別委員】 分かりました。

【坂庭委員長】 ほかにいかがでしょうか。

【副島参事官】 一番下にパンフレットを付けさせていただいております。委員会の進め方の関係で御紹介させていただきますと、施行が夏ごろということを一応念頭に、施行までの間に、関係業界に対して3項目が委員会のあっせん・仲裁の対象に追加されたということを周知していかないといけない。事業者、関係者にとっても、紛争を委員会に持ち込むためには、一、二箇月は会社の中でもどういうふうに行っているかとか準備が必要なので、施行前から周知活動、説明会なども必要かなということで、新しいパンフレットを作ることとし、昨日、でき上がりました。これから関係業界に、業界団体等を通じて配布することで進めており、総務省の地方支分部局にも備えておきたいと思っております。

それと、これは随時行っているのですが、地方における関係団体主催の講演会などの際に30分ほど時間をちょうだいし、委員会の概要ですとか、あっせん手続等の説明とか、そういった説明を行っております。既に何箇所か機会を得て実施しており、また、これから4月、5月においても、機会が得られれば実施していきたいと思っております。

それから先ほども御説明しましたが、コンテンツプロバイダーの団体などは、東京で団体をお訪ねして、このパンフレットも使いながら、何かもめごとがございましたら御相談

下さいということで、周知活動と併せて、いろいろ説明会、打ち合わせ等も実施していきたいと思っております。現在も既に進めているところです。

こういった進め方をしたほうがいいのではないかとということで、お気付きのところがありましたら後日でも構いませんので、事務局あて御連絡をちょうだいできれば幸いです。

**【坂庭委員長】** はい。どうぞ。

**【各務委員】** パンフレットには、例えば、コンテンツ配信事業者等の事例で、「ゲーム・音楽等の配信サービスのために必要な契約を携帯電話事業者と締結しようとしているが、その中で通信プラットフォームの利用条件について合意ができない。」と書かれていますけれども、近年、インターネット関連のコンテンツ配信事業者が莫大に増えてきており、私も情報通信学会とか経営学会とか、何人かで調べようとしているのですが、とにかく関係団体がない。それで分析が少し難しい状況になっていて、これはケーススタディーで幾つか出して、少しずつためていって学会へ蓄積しようとか、そのようなアプローチになってしまうのが現実です。それを、こういうところが問題点で、こういった違反的な行為が行われていて、すかさず抜け道をくぐってしまう業者がこのように出てきてしまうというような分類ができたらというのが希望です。

そうした中で、副島さんが先ほどおっしゃった業界団体というのは、例えばどのような団体なのでしょうか。

**【副島参事官】** モバイル・コンテンツ・フォーラムなどあります。

**【鈴木紛争処理調査官】** そのほか、デジタルメディア協会（AMD）といったところが今、総務省がお付き合いのある団体です。あとはテレコムサービス協会という団体があり、会員としては通信事業者が多いのですけれども、それ以外にソフト関係の事業者もいらっしゃるのので、まずはそういうところからお話を聞いて、御紹介などもいただきながら話を聴いていこうと思っています。

**【各務委員】** 分かりました。

**【副島参事官】** 是非一緒に調査をさせていただいて、各務先生のほうでもまとまったら御発表していただければ幸いです。

**【各務委員】** どうもありがとうございます。

**【副島参事官】** いい方がいらっしゃったら御紹介もいただければと思います。また、御相談させていただきたいと思います。

【各務委員】 よろしくお願いいいたします。

【坂庭委員長】 よろしくお願ひします。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、副島さんからもお話があったように、この後でもお気付きの点等ございましたら、事務局に御連絡をいただきたいと思ひます。是非よろしくお願ひいたします。

これで、議題3を終わりにさせていただきたいと思ひます。

#### <議題(4) その他【公開】>

【坂庭委員長】 次は議題4でございますが、「その他」について事務局から説明願ひます。

【濱崎上席調査専門官】 次回会議の日程につきましては、繰り返しになりますが、3月28日月曜日、14時から、場所は総務省の8階の会議室になります。よろしくお願ひいたします。

また、4月から6月の委員、特別委員の皆様スケジュールにつきましては、現在日程を調整させているところでございますので、引き続きよろしくお願ひいたします。以上でございます。

【坂庭委員長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

#### <閉会【公開】>

【坂庭委員長】 そのほか、委員の皆様あるいは特別委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議題をすべて終了いたしましたので、本日の会議をこれで終わりにさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

—以上—